

日病会発第 213 号  
ドック会発第 102 号  
平成 20 年 12 月 24 日

日本人間ドック学会  
会員施設（健診実施施設） 各位

日本病院会  
会 長 山本 修三  
日本人間ドック学会  
理事長 奈良 昌治  
＜公印省略＞

平成 21 年度／特定健診・特定保健指導の集合契約について  
— 契約参加のための委任状のご提出について（任意） —  
＜ご確認のお願い＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃は当法人諸事業にご厚誼を賜り御礼申し上げます。

さて、今年度から特定健診等の新たな公的制度がスタートし、すでに特定健診・特定保健指導の集合契約を実施しているところではありますが、本契約は単年度契約を原則としているため、今般、平成 21 年度分の契約につきましてあらためて貴施設の参加意思を確認させていただきたくご連絡いたします。

本集合契約にあたっての参加条件等を添付いたしますので、全般ご確認のうえ、集合契約に参加の意思の施設は委任状に必要事項を記入のうえ、ご返送をお願いいたします。集合契約へ参加しないとす施設は回答いただかなくて結構です。

なお、来年度の契約内容については今年度から一部変更等を行っておりますので、その点予めご留意のうえご検討いただきたくよろしく願いいたします。

また本送付にあたっては、私ども両法人等の会員管理において、両法人に加入している施設等の登録重複を整理したうえで実施しているところですが、場合によっては、確認漏れにより重複して送付される可能性もございますので、その点予めご了承くださいたくよろしく願いいたします（仮に重複して送付された場合は、それぞれ各法人専用の委任状としていることから、ドック学会会員を優先して回答願います（委任状提出は一機関一つ）。

敬具

添付資料

- 依頼概要
- 平成 21 年度の予定契約内容の概要
- 契約参加条件
- 委任状（\*この PDF には含みません）
- 委託契約書（ひな型）（\*この PDF には含みません）
- 【ご参考】特定健診・特定保健指導の円滑な実施のために関係者に対し周知を徹底すべき事項（国からの周知文書）（\*この PDF には含みません）

## 依頼概要

1. 依頼内容 日本病院会／日本人間ドック学会がとりまとめる平成 21 年度特定健診・特定保健指導の集合契約への参加有無の確認
2. 回答方法 

●本集合契約へ参加する施設
---------------

特定健診・特定保健指導の集合契約参加に関わる委任状（別添）を提出してください（契約行為の都合上、署名・捺印が必要です）

※回答の際、送付封筒に記載の 4 桁の整理番号を所定の欄に記載してください

※本契約は単年度契約であり、今年度参加している施設についても自動更新ではないため、改めての委任状提出が必要です

●本集合契約へ参加しない施設
----------------

回答いただかなくて結構です（送付書類等は破棄願います）
3. 回答期限 平成 21 年 1 月 23 日（金）必着（原則、郵送ください）
4. 返送先 〒102-0082 東京都千代田区一番町 13-8 一番町 KK ビル 5F  
日本人間ドック学会 平成 21 年度集合契約係 宛  
TEL : 03-3265-0079 e-mail : [info@ningen-dock.jp](mailto:info@ningen-dock.jp)
5. 集合契約参加（予定）の代表保険者  
平成 20 年度と同様の保険者を予定（健康保険組合連合会、共済組合連盟（国家公務員共済組合）、地方公務員共済組合協議会、日本私立学校振興・共済事業団、船員保険会、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合など）  
\*今年度同様、各保険者により、HbA1c が必須か否かの差異が生じる予定
6. その他留意点
  - 本集合契約参加に伴い発生する新規費用（本学会が請求するもの）はありません。
  - 契約参加意思の施設（委任状提出の施設）へは、おって施設の詳細情報を入力いただく電子媒体（フロッピーディスクを予定）を後日送付します。

以上

## 平成 21 年度の予定契約内容の概要

### 1. 特定健診

- ・法定の基本健診および詳細健診（健保連等は HbA1c は必須）

### 2. 特定保健指導

- ・国の標準プログラムに則った支援形態

- 動機付け支援

初回面接（個別支援またはグループ支援 1 回）、6 か月後の評価

対象者個々に合った内容で、わかりやすく質の高いシート等資料の配布

- 積極的支援

初回面接および「個別支援またはグループ支援を 1 回以上」、継続支援形態は電話、メール・手紙・FAX 等（最低要件 180 ポイント以上）、6 か月後の評価

※上記 1、2 において、今年度内容と来年度内容の大きな変更はありません

### 3. 料金（新旧比較）

※税込

		平成 20 年度（旧）	平成 21 年度（新）
特定健診・基本項目		5,250 円	6,825 円
特定健診・詳細項目	貧 血	242 円	231 円
	心電図	1,575 円	1,365 円
	眼 底	1,176 円	1,176 円
特定保健指導（動機付け支援）		5,250 円	7,350 円
特定保健指導（積極的支援）		21,000 円	23,100 円

以上

## 契約参加条件

- 日本病院会または日本人間ドック学会の（施設）会員であること
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約Aタイプ（本契約）の料金、内容、趣旨（特定健診・特定保健指導の受診機会の確保、地域限定などではない意味でのフリーアクセス、施設型を対象＜巡回型は個別契約の対象＞、通年実施）を理解していること
- 国の示す委託基準を遵守していること
- 国の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」および「手引き」のルールに基づくことができること
- 特定健診で集合契約参加をする場合、特定健診・詳細項目3項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いずれでもよいが、すべて実施できること）
- 集合契約Aと、さらに集合契約B（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診等料金で実施すること（A、B両方契約した場合＜契約相手先の保険者との契約が複数の場合＞、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- 集合契約Bに参加の場合、上記のケースなど含め、仮に集合契約Aを実施すべき際に、滞りなく集合契約Aを実施できること（健診等実施から請求・決済・受領等の全般において）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いずれでもよいが、最終的に送付（送信）できること）
- 平成20年度の特定健診を他の機関で受けた場合でも、21年度の特定健診を実施することが可能なこと
- 特定保健指導の場合、他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
- 本学会より後日送付する、施設の詳細情報を入力いただく電子媒体（フロッピーディスクを予定）を必ず入力、返送すること

以上